

第7章 コスモポリタニズムと主権

報告者：清里一弘 澤田崇志 藤澤亮介

はじめに (7.0, 7.5)

[問題意識]

- ・潜在的に相当破壊的な超国家的リスクと外部性を効果的にコントロールする必要
国家主権のかなりの縮小を伴うグローバル制度改革
 - ・道徳的に妥当でかつ政治的に実行可能である必要
経済的余裕と民主的な統治体制
- そのようなグローバル制度改革の主な要素をどのように考えるべきか？
それらは文化を超えて共有可能な正当性をどのように得られるか？
多層的の制度秩序、コスモポリタニズム的な人権

主権性の垂直分散 (7.2, 7.3)

1. 国家主権 二者間関係 としての主権

- ・ A が B に対して「**主権**」を有する
A = 統治主体ないし公職者
B = 個人
A が B に対して以下の行為に関する「監督されも覆されもしない権威」を有すること
・立法、司法、執行 ・Bの利益のための働きかけ
- ・ A が B に対して「**絶対的主権性**」を有する (= 一者的断定)
A が B に対して主権を有すること
B に対して「監督されも覆されもしない権威」を有する別の主体が存在しないこと

2. 主権性に対するアプローチ

[現行秩序]

- a. 国家という1つのレベルへの主権性の集中

[代案]

- b. 集権的な世界国家
- c. 主権性の垂直次元における幅広い分散

複数の政治単位に属することで、政治的忠誠が分散する

地元コミュニティ、町村、郡、州、国家、地域、世界、……

3. 異論に対する応答

法状態は絶対的主権性を前提とする

コードの解釈をめぐる争いを収める終局的機関が必要

そのような機関無しでも、法治による共存は可能

終局的な対立については、立憲民主制における統治三部門の権力闘争を想起

主権性の核心を構成するような、垂直的に分割不可能な政府機能が存在する

分割不可能な政府機能なるものの具体的な例は？

分割不可能性は妥当な形で導き出せるのか？

4. 主権性を垂直分散させる主要な理由

() 平和と安全

現行のグローバル秩序では、国家間の敵対関係は最終的には軍事的競争で決着

自国の領土内では、政府は実質上何をやっても許される

軍事力を強化する非常に強い動機と非常に広範な機会

軍縮は、グローバルなレベルでの権威と権力の実効的な集権化が前提

その最善の達成が多層的グローバル秩序の文脈において可能となる

() 圧政の軽減

実質的な「支配の自由」

互いの権力濫用の公表、チェック・アンド・バランス

() グローバルな経済的正義

[目的として]

現存する経済的剥奪の重大さと広がり

採取される天然資源価値の公平な分け前(第8章)

[手段として]

戦争と圧政を生む政治的権力闘争は、掛け金が高くなるほど激しさを増す

政治的権威の分散 + 経済的公正の制度的保障

5. 集権的世界国家を支持しない理由

・ 圧政のリスク

・ 文化的・社会的多様性の保護に関して、より有効とはいえない

・ 漸進的な達成が不可能

平等な政治参加の機会への人権 (7.3.4, 7.4)

1. 内容と異論

・ 決定作成手続きの地域的な多様性を許容

- ・政治単位内部の手続き選択・履行すべてが市民の多数派によって受容されることを要求

[異論]

政治的決定で重要なのは「正しい」ことである

道徳的に結論が出ている（正しいかどうか判断できる）政治的選択についてのみ言える

たいていの政治的選択は、道徳的に結論が出ていると見なす見解を拒否すべき

決定の正しさに対する一義的で最終的な責任は関係する個人が負うべき

2. 適切な主権性垂直分割の3種の考慮事項

分権化を志向 「下向き」

個人にかかる政治的決定の負担を最小化

道徳的見解との関係

集権化を志向 「上向き」

個人が重大かつ法的強制力を伴うかたちで影響を与えられる決定作成から排除されるのを回避

人間は互いに影響を及ぼさざるを得ない by Kant

、あらゆる政治的決定が政治単位の民主的過程に依拠せねばならない

政治単位は、a. 可能な限り小さく

b. 影響を受けるすべての個人を対等者として包含する

現実の世界では、互いに拮抗し均衡している

結果として生じる均衡をいずれかの方向へと調整

手続き(平等な機会)と結果(人権)の両方に関するあらゆる道徳的制約を満たす理想的決定がいつも

下されるとは限らない

「上向き」か「下向き」か

a. 人権が達成されず、苦しみを訴えている人々のアクチュアルな見解が重視される

b. 言語、宗教、民族、歴史といったものの共通性は無関係である

3. 適切な政治単位の条件

理に適った形状

下位集団の自由な選好

境界をめぐる対立の鎮静化

志願者が殺到？ 一山越えれば、多数派支持による境界の安定化

- ・志願者数を減らす適切な修正

拳証責任は変革を主張する者が負う

絶対多数決手続きの規定

4. 分配的正義

所与の資源プール、既に所有されている資源をいかに分配するか？（従来）

経済的な基本ルールをどのように選択ないしデザインするのか？（制度的構想）

制度的コスモポリタニズム (7.1)

1. コスモポリタニズムの特徴

個人主義 individualism

関心の終局的単位は人間(個人)であり、共同体や民族、国家等は間接的に関心の単位となるのみである

普遍性 universality

関心の終局的単位という地位はすべての生存している人間に「平等に」付与される

一般性 generality

個人は、「あらゆる人にとっての」関心の終局的単位である。

2. 二つの区分

() 法と道徳

A 法的コスモポリタニズム すべての個人が平等な法的権利と義務を持つ

B 道徳的コスモポリタニズム すべての個人が互いに一定の道徳的な関係にある

() 道徳的制約の性質

B-1 相互行為的アプローチ

.....一階的な原理(特定の倫理の基本的諸原理を規定)

.....人権達成の直接的な責任 = 個人的および集合的「主体」

.....人権 = 行為に制約を課す

B-2 制度的アプローチ

.....二階的な原理(特定の社会正義の基本的諸原理を規定し、制度的枠組に適用)

.....人権達成の直接的な責任 = 制度的枠組

.....人権 = 共有の慣行に制限を課す

a. 人権は社会制度の出現を通じてしか機能しない

(制度がないところでは、人権は潜在的なものでしかない)

b. 人権の「グローバルな」道徳的効力は「グローバルな」制度的秩序の出現を通じてしか機能しない

3. 広い消極的義務

共有の慣行にかけられた制限は、「一般性」を阻害するものではない

「各人は“すべての”他者に対して、その人に不正義な制度的秩序を押し付けることに加担してはならないという義務を負っている」(p.268 II.24-26)

相互行為的アプローチの両極端間の適切な中間的立場が可能に

- ・ 権利の片務主義 自分自身との因果関係如何に関わらず、あらゆる重大な危害を考慮せよとする
- ・ 単純なリパタリアニズム 自分自身が直接引き起こしたのではない危害は無視してもよいとする

積極的義務 > 消極的義務 (制度的見解 > リパタリアニズム)

4. 積極的な債務

消極的義務が積極的な行為 (**積極的債務**) を要求することもある

それに先行する自発的行為 強制的制度秩序の維持に「加担」すること を通してのみ発生する
社会制度の公正さに対する共有の責任は国境を越える

[共有責任の実際上の重要性を限定させようとする戦略]

責任を負わされるべきなのは、その秩序が創り出す剥奪に対してのみ

制度が派生させる結果も考慮に入れるべき

帰結主義者や契約論者との違い

地域的な要因による説明が可能であり、制度的秩序はほんのわずかな関係しか持たない

グローバルな制度秩序が、ミクロ的な説明に姿を現さないのは明らかで、マクロ的な説明において姿を現すのみ

まとめ

科学革新や軍事攻撃、テロ、伝染病といったリスクと外部性を効果的にコントロールするために、ポグは「主権性の垂直分散」を提案する。国家という 1 つのレベルに集中している主権性を大小様々な政治単位に分散させることで、平和と安全・圧政の軽減・グローバルな経済的正義の漸進的な実現が可能となる。このようなグローバル制度改革の規範的基準としては、コスモポリタニズム的な人権を挙げる。道徳的コスモポリタニズムの制度的アプローチによれば、「権利の片務主義」と「リパタリアニズム」という両極端の間を行く妥当な基準を示すことが可能である。

論点 1 注 295(p.284 1.5)より

ポグゲは、デモクラシーにおける「同等の機会」について、狭義の「ハンディキャップ」によっては毀損されるものではないと考える。また、その後の文脈から、身体的なハンディキャップはすべて狭義のそれに含まれると見なすことができよう。

現在、日本の議会は「健常者」によって運営されている。立候補した者は街頭演説をし、当選後は議会において発言・投票・居眠りをする。身体的ハンディキャップを負った者 例えば、視覚障害者や聴覚障害者 は、健常者と同じように政治活動を行うためには相当な費用を必要とする。ハンディキャップを負っているがゆえに掛かる費用について補助金が無い場合、ポグゲに従えば「同等の機会」は達成されていると考えるべきだろうが、逆の主張も十分考えられる。

では、補助金を求めることは道徳的に妥当な要求と言えるか。

～議論のまとめ～

「妥当な要求と言える」8名 9名

- ・ 障害を理由に、同等の財産を持った人が立候補できないのはおかしい。
- ・ 経済的補助が無いのは差別であり、障害者から政治参加の機会を不当に奪うこととなる。

異論 : 議員になることだけが政治参加ではない。

応答 : 政治参加全般について補助すべき。

異論 : 補助金の財源確保が困難

「妥当な要求とは言えない」3名 2名

- ・ 税金からは出さずに、個人の後援会による支援に期待すべき。
- ・ 障害も含めて「能力」ではないか。

異論 : 障害を「能力」と呼ぶのは妥当でない。障害も能力だとすれば、何が能力ではないのか。

応答 : 不利な「能力」だけではなく、有利となる面もある。

- ・ 出馬しようという意志があれば、経済的な困難は個人の力で乗り越えらえる程度のもの。

論点 2 p.292 para.3 以降より

時は 20XX 年、H 氏の指導のもと「大阪民国」は日本から独立した。大阪民国は公営ギャンブルや税制改革により財政が安定し、海外との交易も進んでいる。しかし、独立時のいざこざから、日本との関係は必ずしも良くない。日本が大阪民国の瓦解を狙って周縁地域の取り込み工作を行っているとの噂も立つようになった。

そのような状況下で、千早赤阪村の住民たちは日本への編入を希望した。もちろん、大阪民国はこのような要望に応えなかった。文化的にも言語的にも大阪であるような国境（千早赤阪村）の住民は、自分の意思に反して「大阪人」であり続ける、あるいは「大阪人」になることを強いられるべきだろうか。

議論が行き詰まった時のために、先生から「沖縄が中国への編入を希望する」と設定すれば、より意見が分かれて良いのではないかという助言があった。

～ 議論のまとめ～

「強えられるべき」 3名 4名

・「大阪」の独立時に主張すれば良かった。

異論 : 心変わりには許されないのか。

応答 : 「大阪人」であり続ける義務がある。

異論 : 離脱がまったく不可能となり、不当である。

・「大阪」は一切の不正をはたらいておらず、日本編入の正当な理由がない。

「強えられるべきでない」 7名 7名

・強制する正当な理由がない。

・「大阪」の独立が許されて、なぜ今回の編入は許されないのか。

・選択を尊重すべき。

思ったこと

これまでの議論を通じて、ゼミ生は様々な問題について解答を模索してきた。その中で気になったことは、ポッゲの理論があまり利用されていないということである。利用できるほど十分な理解がまだ出来ていないのか。もしくは、ポッゲの主張は理屈としては納得しやすい議論であるが、やはり我々の道徳的感覚に訴えかけるには物足りなさを感じるのかもしれない。